

令和7年度第1回沖縄県医療提供体制協議会 「糖尿病対策部会」

日時 : 令和7年11月17日(月)19:00～21:00
場所 : 沖縄県医師会館2階第2会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 協議事項 : 令和6年度進捗評価(糖尿病対策)について
(質疑応答)

- (2) 報告事項 : 沖縄県慢性腎臓病(CKD)対策協議会について

3 閉会

[配布資料]

- (1) 会次第等
- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 次第 | ・・・P1 |
| ② 構成員名簿 | ・・・P2 |
| ③ 配席図 | ・・・P3 |
| ④ 医療提供体制協議会設置要綱 | ・・・P4～P6 |
| ⑤ 沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱 | ・・・P7～P8 |
| ⑥ 沖縄県医療計画に関する施策評価実施要領 | ・・・P9～P10 |
- (2) 【資料1】 令和6年度進捗評価(糖尿病対策)
- (3) 【資料2-1】 (様式1) 個別施策一覧表
- (4) 【資料2-2】 (様式2) ロジックモデル進捗管理シート(糖尿病対策)
- (5) 【資料3】 沖縄県慢性腎臓病対策協議会について
- (6) 【参考資料】 第8次医療計画 施策の進捗評価について
- (7) 【参考資料2】 糖尿病分野の評価及び今後の取組方針(前年度総合評価表)

県医療提供体制協議会(糖尿病対策部会)構成員名簿

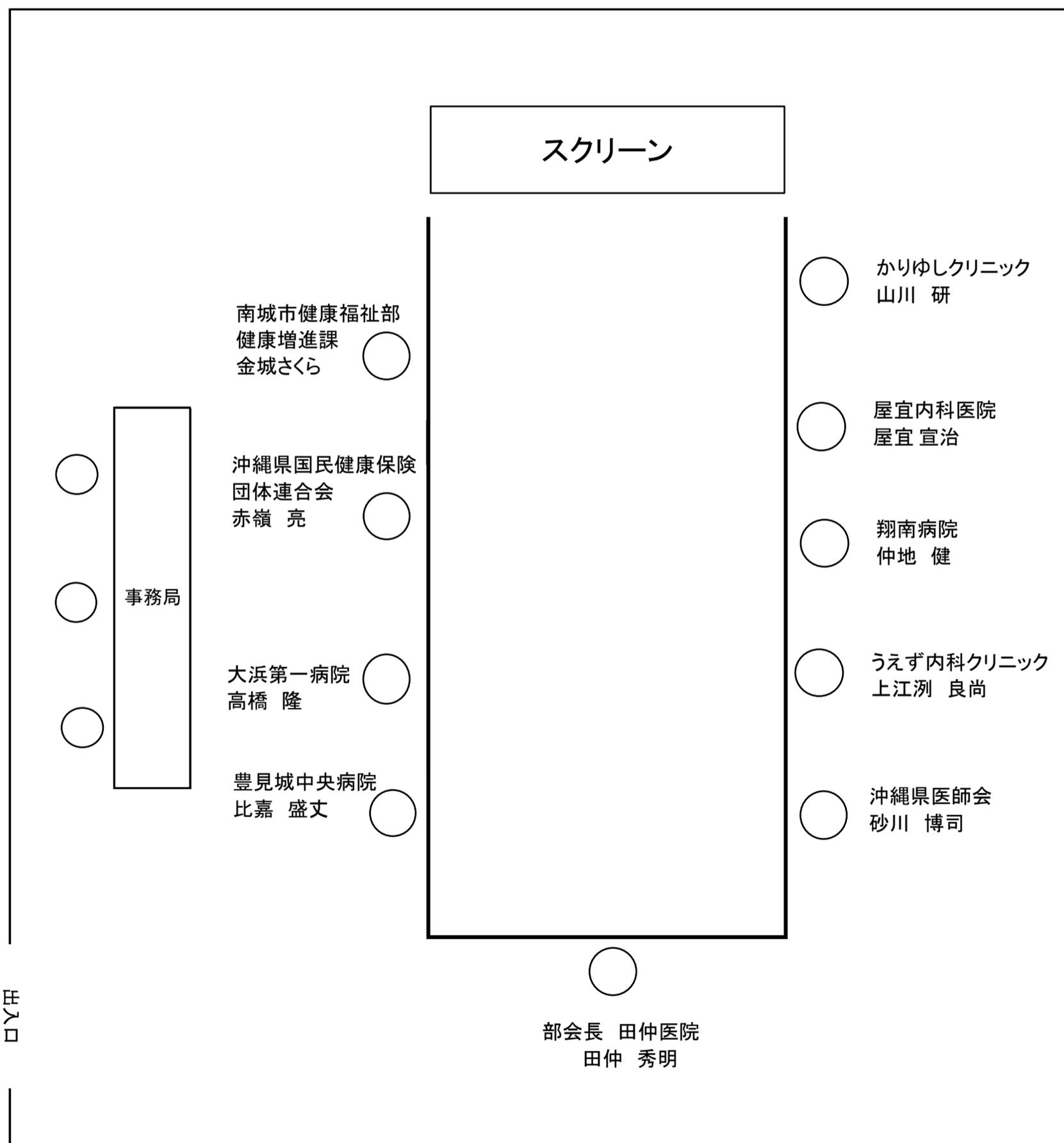
任期:令和6年10月1日~令和8年9月30日

No.	氏名	役職	所属	備考
1	砂川 博司	常任理事	沖縄県医師会(すながわ内科クリニック)	参加
2	田仲 秀明	院長	田仲医院	参加
3	上江洌 良尚	院長	うえず内科クリニック	参加
4	仲地 健	院長	翔南病院	参加
5	屋宜 宣治	院長	屋宜内科医院	参加
6	山川 研	院長	かりゆしクリニック	参加
7	比嘉 盛丈	院長	豊見城中央病院	参加
8	高橋 隆	副院長 内科部長 糖尿病センター長	大浜第一病院	参加
9	赤嶺 亮	主幹(保健師)	沖縄県国民健康保険団体連合会	参加
10	谷川 聖	保健グループ	全国健康保険協会 沖縄支部	欠席
11	金城 さくら	保健師	南城市役所 健康福祉部 健康増進課	参加

令和7年度医療提供体制協議会(糖尿病対策部会) 配席図

日時: 令和7年11月17日(月)19:00~21:00

場所: 沖縄県医師会2階第2会議室



医療提供体制協議会設置要綱

令和3年6月14日 制定

令和5年7月4日 一部改正

令和6年9月6日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 沖縄県における良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療提供体制協議会を設置する。

(構成)

第2条 医療提供体制協議会は、次に掲げる会合をもって構成する。

(1) 県医療提供体制協議会

(2) 地区医療提供体制協議会

2 前項第2号で規定する地区医療提供体制協議会は、二次医療圏ごとに設置し、その名称は次のとおりとする。

(1) 北部地区医療提供体制協議会

(2) 中部地区医療提供体制協議会

(3) 南部地区医療提供体制協議会

(4) 宮古地区医療提供体制協議会

(5) 八重山地区医療提供体制協議会

第2章 県医療提供体制協議会

(県医療提供体制協議会の意見聴取事項)

第3条 県は、県医療提供体制協議会(以下「県協議会」という。)の構成員から、次に掲げる事項について意見を聴取する。

(1) 医療計画に関すること(医療法第30条の23第2項で規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項を除く)。

(2) 地域医療構想に関すること。

(3) 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に関すること。

(4) その他、本県の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

(県協議会の構成員)

第4条 県協議会の構成員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから20人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 地域の医療関係団体
- (3) 特定機能病院
- (4) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関
- (5) その他保健医療介護部長が適当と認める者

2 構成員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(県協議会の議事進行)

第 5 条 県協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(県協議会への関係者の出席)

第 6 条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第 4 条第 1 項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第 7 条 県協議会に別表に掲げる部会を置く。

2 県は、部会の構成員から第 3 条第 1 号に掲げる事項について、意見を聴取する。

3 部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、20 人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者
- (2) その他保健医療介護部長が適当と認める者

4 部会の構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 部会に部会長 1 人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。

6 部会の議事進行は、部会長が行う。

7 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

8 部会長又は部会長から指名を受けた者は県協議会に出席し、意見を述べるることができる。

(地区医療提供体制協議会代表者の出席)

第 8 条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、県協議会に第 2 条第 1 項第 2 号の規定により設置する地区医療提供体制協議会の代

表者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(県協議会及び部会の開催通知等)

第9条 県協議会及び部会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、県協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 県協議会及び部会の日時及び場所
- (2) 県が意見を求める事項
- (3) 県が意見を求める事項の参考となる事項

第3章 地区医療提供体制協議会

(地区医療提供体制協議会の協議事項)

第10条 地区医療提供体制協議会(以下「地区協議会」という。)では、各二次医療圏内の医療提供体制に関して、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (2) 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
- (3) その他、医療の推進に関すること。

(地区協議会の構成員)

第11条 地区協議会の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療介護部長が招集する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 圏域内各市町村の職員
- (4) 医療保険者
- (5) 医療を受ける側を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員(県職員を除く)
- (7) その他保健医療介護部長が適当と認める者

(地区協議会の開催通知等)

第12条 地区協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

2 保健医療介護部長は、地区協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 地区協議会の日時及び場所
- (2) 協議事項

(3) 協議の参考となる事項

(地区協議会の議事進行等)

第13条 地区協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、保健医療介護部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

第4章 雑則

(庶務)

第14条 県協議会及び地区協議会の運営に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

2 部会の運営に係る庶務は、別表で掲げる担当課が処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、県協議会、部会及び地区協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(がん対策及び周産期医療に関する意見聴取)

2 がん対策又は周産期医療に関して意見を聴取する必要がある場合は、沖縄県がん対策推進計画検討会及び沖縄県周産期保健医療協議会を第7条第1項で定める部会とみなし、同条第2項を適用する。

(沖縄県地域医療対策協議会設置要綱等の廃止)

3 沖縄県地域医療対策協議会設置要綱（平成19年11月15日要綱）及び沖縄県地域医療対策会議設置要綱（平成29年5月11日要綱）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

別表（第7条関係）

部会名	担当課
糖尿病対策部会	医療政策課
精神疾患対策部会	地域保健課
救急医療部会	医療政策課
災害医療部会	医療政策課
小児医療部会	医療政策課
へき地医療部会	医療政策課
在宅医療部会	地域包括ケア推進課
新興感染症等医療部会	感染症対策課

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱

[平成 31 年4月9日 保健医療部長決定]

[令和6年7月 17 日 改正]

(目的)

第1条 この要綱は、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための計画である沖縄県医療計画（以下「計画」という。）における施策の進捗状況の把握及び評価（以下「施策評価」という。）に関する基本的な事項を定めることにより、計画を着実に推進することを目的とする。

(施策評価の対象)

第2条 施策評価の対象は、次のとおりとする。

- (1) 計画に定める指標
- (2) 指標の目標達成を図るために実施する個別施策

(施策評価の種類及び内容)

第3条 施策評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の施策の進捗状況の評価
がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療、及び及び在宅医療（以下「5疾病・6事業及び在宅医療」という。）について、施策の進捗状況の把握及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行う。
- (2) 中間評価
計画の3年目において、5疾病・6事業及び在宅医療その他必要な事項における施策全体の達成状況について評価を行い、必要に応じて施策の見直し及び計画を変更する。
- (3) 最終評価
計画の6年目において、計画に定める事項における施策全体の達成状況について評価を行い、次期計画の施策に反映する。

(施策評価結果の公表)

第4条 施策評価の結果は、県のホームページで公表するものとする。

(実施要領)

第5条 施策評価の実施に関して必要な事項については、別に要領を定めるものとする。

(制度の改善)

第6条 施策評価の方法については、必要に応じ改善を図るものとする。

(庶務)

第7条 施策評価の実施に係る庶務は、保健医療介護部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要領

[平成 31 年 4 月 9 日決定]

[令和 6 年 7 月 17 日改正]

1 趣旨

この要領は、沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、要綱第 3 条に定める施策評価に関して必要な事項を定めるものとする。

2 施策評価の実施時期

原則、前年度末までの実績について、毎年度 9 月を目途に施策評価を実施する。

3 評価の主な視点

- (1) 沖縄県医療計画（以下「計画」という。）に定める個別施策を着実に実施しているか。
- (2) 個別施策と取り組む施策（中間アウトカム）、目指す姿（最終アウトカム）に整合性はあるか。
- (3) 個別施策及び取り組む施策が目指す姿の達成にどの程度の効果をもたらしているか。

4 検証等の方法

(1) 毎年度の施策の進捗状況の評価

ア がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療及び在宅医療（以下「5 疾病・6 事業及び在宅医療」という。）の担当課（以下「担当課」という。）は、様式 1 を用いて、指標の目標達成を図るために実施する個別施策に係る取組の実施状況を取りまとめる。

イ 担当課は、様式 2 を用いて、指標の実績値（直近値）を確認し、実績値の推移から個別施策と取り組む施策（中間アウトカム）及び目指す姿（分野アウトカム）の整合性を確認する。

ウ また、個別施策の取り組む施策への貢献度及び取り組む施策の目指す姿への貢献度を分析する。

エ 担当課は、イ及びウの分析を踏まえ、様式 1 の個別施策の今後の展開方向を検討し、様式 2 のアウトカム達成に向けての評価及び今後の取組を整理する。

オ 担当課は、エの評価結果について県医療提供体制協議会に設置する部会から意見を聴取し、対応方針を整理する。

カ 保健医療介護部医療政策課は、担当課が行った評価結果について、県医療提供体制協議会及び地区医療提供体制協議会から意見を聴取する。

キ 担当課は、オ及びカの意見を踏まえ対応方針を整理し、施策評価の結果を取りまとめ、必要に応じて施策の見直しを行う。

(2) 中間評価及び最終評価

ア 計画の 3 年目において、5 疾病・6 事業及び在宅医療その他必要な事項について中間評価を上記(1)と同様に行う。

イ 中間評価を行う際には、3 年ごとに改定を行う介護保険事業（支援）計画及び

障害福祉計画と整合を図り、必要に応じた計画の変更を行う。

ウ 計画の6年目において、計画に定める事項について最終評価を上記(1)と同様に行い、次期計画の施策に反映する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。